

高機能消防指令システム及び
消防救急デジタル無線システム
総合整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

高山市消防本部

目 次

1	趣旨	1
2	基本計画	1
3	事業概要	1
4	参加資格	2
5	申請手続き	3
6	実施要領等の交付及び期間	4
7	参加予定者に対する現地説明会	4
8	実施要領等に対する質問	5
9	プロポーザルに参加する者が	
	1社である場合の措置	5
10	提案書等の提出	5
11	提案を求める事項	6
12	審査に関する事項	7
13	日程	8
14	地元企業の活用	8
15	契約方法	8
16	留意事項	9
18	その他	9

- 第1号様式 参加表明書
- 第2号様式 参加資格確認書
- 第3号様式 会社概要書
- 第4号様式 業務実績書
- 第5号様式 参加予定者説明会出席者名簿
- 第6号様式 質問書
- 第7号様式 参加辞退届
- 第8号様式 特定建設工事共同企業体協定書
委任状（構成員が代表構成員に委任する委任状）

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

現在の高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムは、平成27年度に整備し運用してきたが、10年間の保守期間が終了し、これ以上の機器の部分更新や延命措置ができないことから、長期に亘り安定稼働を図るため、価格のみならず、維持管理費を含む総合的なコスト削減、システムの性能・機能の向上、地形、道路交通網及び地域性等の高山市（以下「当市」という。）が抱える課題を解消しつつ、最新のICT技術に対応した安定性の高いネットワーク網の構築、SDGs及びDXに対応したシステムに更新整備し、複雑多様化する災害から住民の生命及び財産を守るため迅速確実な情報伝達、災害対応を可能とするシステムの導入を図ることを目的とする。

2 基本計画

広大な面積を有する当市及び管轄する白川村全域をカバーし、災害時における情報伝達が効果的に行われるよう消防指令センター、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムを構築する。

設計、施工、工程監理、既設設備の撤去等を含め、事業全体を総合的に監理し効率よく整備する必要があることから、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業（以下「本整備事業」という。）に係る提案書等の提出を求め、最も優れた成果が期待できる者を特定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を適用する。

3 事業概要

(1) 事業名称

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業

(2) 事業内容

当市が発注する本整備事業は、基本計画を実現するネットワーク網の構築及び消防本部内にて一括管理を行える施設（消防指令センター）を整備する。

詳細は、別添「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業要求水準書」のとおり。

(3) 履行期間

令和6年6月下旬から令和8年6月15日（月）

(4) 提案上限額

1,738,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

(5) 事業担当課

高山市消防本部 高山消防署 指令課

郵便番号：506-0004

住所：岐阜県高山市桐生町3丁目208番地

TEL：0577-32-0119

FAX：0577-34-7384

電子メール：shirei@city.takayama.lg.jp

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、単体の業者もしくは特定建設工事共同企業体とし、当市の指名業者登録名簿に記載され、本整備事業の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 単体の業者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 高山市競争入札参加資格者名簿の「電気通信」において登録されている者であること。
- ③ 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- ④ 監理技術者（必要に応じ主任技術者）1名を専任で配置できること。なお、当該配置する技術者は本参加資格確認申請のあった日において3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 当市からの入札参加指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの機器製造業者又は同製造業者の関係する会社（会社法第2条第3号及び4号に規定）であること。
- ⑦ 無線局免許状を総務大臣より機器製造業者又は同製造業者の関係する会社へ交付されていて、無線施設の電波伝搬調査に使用する実験局を自社で保有していること。
- ⑧ 機器製造会社又は同製造業者の関係する会社は電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を受けていること。
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- ⑩ 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

- ⑪ 過去に同種工事の実績を有すること。同種工事とは、プロポーザル方式等の事業者選定方式にて高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムを元請として完成・引渡す業務とする。
- ⑫ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれに準じる者として、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑬ 高山市税・高山市公共料金について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

(2) 共同企業体（JV）

共同企業体を構成する場合に必要な資格等は、前号のほか次のとおりとする。

- ① 高山市に本社を有する企業を共同企業体の構成員に含むこと。
- ② 企業体の種類等は、一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同連帯して施工する共同施工方式（甲型）とし、結成は自主結成によるものとする。
- ③ 共同企業体の構成員は2社（代表構成員1、第2構成員1による任意の組み合わせ）とする。
- ④ 各構成員の出資比率の最小限度は30パーセント以上（構成員のうち、代表構成員の出資比率が最大であること。）とする。
- ⑤ 前号④及び⑦については、共同企業体として条件を満たすものとし、前号⑥及び⑪については、代表構成員が満たすものとする。それ以外については構成員それぞれが満たすものとする。

5 申請手続き

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（第1号様式）
- ② 参加資格確認書（第2号様式）
- ③ 会社概要書（第3号様式）
- ④ 業務実績書（第4号様式）
（会社として、過去に実施した高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム整備実績を記載すること。なお、これを証明する契約の写しを添付すること。）
- ⑤ 共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（第8号様式）【製本・要押印】
- ⑥ 共同企業体にあつては委任状（構成員が代表構成員に委任する委任状）【要押印】
- ⑦ 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの機器製造業者であ

る場合は製造業者である旨の証明する書類又は同製造業者の関係する会社（会社法第2条第3号及び第4号に規定）である旨の証明できる書類

- ⑧ 経営事項審査通知書の写し
- ⑨ 建設業の許可書の写し
- ⑩ 消防救急デジタル無線実験局免許状の写し
- ⑪ 電波法による点検事業者登録証の写し
- ⑫ 配置予定の監理技術者の職歴証及び資格者証の写し

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年8月7日（月）から令和5年11月8日（水）17時まで（必着）とし、持参または郵送（書留又は簡易書留）によること。なお、郵送の場合到着確認を行うこと。また、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出場所

前記 3（5）の事業担当課

(4) 参加表明の辞退

「参加表明書」（第1号様式）提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」（第7号様式）を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（FAX及び郵送）により通知する。

6 実施要領等の交付及び期間

実施要領、要求水準書、評価項目一覧、高山市消防本部消防署所関係図面の交付は、当市ホームページ上で行う。（ダウンロード）

令和5年8月7日（月）から令和5年11月8日（水）17時まで

7 参加予定者に対する現地説明会

プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催する。

(1) 実施日時

令和5年8月21日（月） 10時00分から2時間程度

(2) 会場

岐阜県高山市桐生町3丁目208番地
高山市消防本部 高山消防署 （2階 大会議室）

(3) 内容（予定）

- ① 本整備事業を実施する背景
- ② 基本構想、基本計画について

③ 現状の敷地・庁舎見学について

(4) その他

説明会に参加を希望する場合、8月18日（金）17時までに電子メールにより参加予定者説明会出席者名簿（第5号様式）を事業担当課に提出すること。

8 実施要領等に対する質問

(1) 「質問書」（第6号様式）に質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
電子メールの送信後、質問者から事業担当課へ電話にて受信確認を行うこと。

※ 電話や訪問等、質問書以外の方法での質問は受け付けない。

※ 質問事項の記入にあたっては、要求水準書等の該当箇所が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

令和5年8月7日（月）から令和5年9月8日（金） 12時まで

(3) 提出先

前記3（5）の事業担当課

(4) 回答方法

令和5年9月22日（金）17時（予定）までに、申請者全員に電子メールにて回答する。なお、質疑事項が重複しているもの（思われるもの含む）は、整理して回答する。回答にあつては、質問者名は公表しない。また、意見表明等で本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

9 プロポーザルに参加する者が1社である場合の措置

参加する者が1社であっても、プロポーザルを行うものとする。

10 提案書等の提出

本整備事業への提案参加が認められた者は、以下の要領で提案書を作成し、事業担当課に提出するものとする。

(1) 提出書類

① 提案書

② 参考見積書

(2) 作成上留意点

① 提案書等はA4判とし用紙は縦置きを基本とすること。但し、図や写真等の説明において縦置きでは視認できないような場合は横置きを可とする。両面印刷、左綴じで製本するものとする。また、A3判の使用も認めるが、A3判はA4判2ページとしてカウントすることとし、A4判に折り込んで製本するものとする。

② 提案書等は「11 提案を求める事項」に掲げる項目ごとに合計60ページ以内

にて簡潔に記載するものとする（表紙、目次はページ数に含まないものとする）。なお、文字の大きさは原則として10ポイント以上とする。

- ③ 提案書の表紙には、会社名・代表者名を記載し、それ以外については会社名は記載しないこと。なお、正本は押印すること。
- ④ 提案書等の表紙には、宛先「高山市長」、タイトル「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業」、提出年月日を記載するものとする。
- ⑤ 参考見積書は各業務項目を記載し作成するものとする。

(3) 提出部数

- ① 提出部数は正本各1部、副本各10部
- ② 電子データ（PDFデータを保存したCD-R等）1枚

(4) 提出先

参加表明書提出先と同じ。持参のみとする。

参加を辞退されるときも同じ。参加辞退届（第7号様式）を提出すること。

(5) 提出期限

令和5年12月27日（水） 17時まで

(6) その他

- ① 本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。
- ② 提出された提案書等については、提出後の差し換え、変更、削除等は認めない。また、提出された提案書等の返却はしない。

1.1 提案を求める事項

提案を求める事項について、詳細な内容は要求水準書を確認すること。

(1) 構築業者に関する要件

本整備事業に対する基本的な考え、地元業者の活用、構築時における実施体制及びスケジュール

(2) システムの移行に係る要件

既設指令システム等からのデータ移行、新指令センターへの移行手順、通信指令室及び既設通信指令室等撤去後の付帯設備（機械室、仮眠室、休憩室、事務室、会議室、トイレ等）の全体レイアウトの提案

(3) システムの能力に係る要件

指令管制業務の迅速性・確実性・効率性、指令システム及び無線システムの機能・操作性、指令管制業務における連携機能・情報共有、システムの信頼性・安全性・継続性・拡張性、システムネットワーク、同時多発災害・特殊災害等への対応、消防OAシステム、セキュリティ対策

(4) 研修に係る要件

職員向け操作研修

- (5) 構築・運用・保守に係る要件
保守体制、維持管理、指令管制業務の環境、地元業者との役割分担
- (6) その他提案
要求水準書記載以外の提案
- (7) 価格
 - ① 初期導入費（撤去費用含む）
各年度の予定事業額を提示すること。
 - ② 保守費（提案上限額には含めない）
保守費等は保守管理に係る費用（定期点検、障害対応、定期交換部品、機器更新、法定費用、通信回線料）を稼働後10年間まで具体的に提示すること。
※ 費用概算の提示方法については、①初期導入費、②保守費に分けたうえ、地元業者への請負予定金額を具体的に提示すること。

1.2 審査に関する事項

- (1) 審査方法
審査は、当市が別に定める委員により組織された「高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業に係る公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）が行う。なお、審査は非公開とし、審査及び選定結果についての異議申し立ては認めない。
- (2) 審査項目及び審査基準
高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム総合整備事業に係る公募型プロポーザル審査実施要領（以下、「審査要領」という。）のとおりとする。
- (3) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）
 - ① 実施内容
準備10分、企画提案説明30分、質疑応答20分の計60分とする。（予定）
 - ② 開催日時
令和6年1月第4週を予定 ※詳細な日程は別途通知する
 - ③ 実施場所
高山市消防本部 高山消防署 2階 大会議室
 - ④ 注意事項
 - (ア) 正式な審査会の日時等については別途通知する。
 - (イ) 開始20分前に集合場所へ到着すること。集合場所については別途通知する。
 - (ウ) 準備時間は開始10分前からの10分間とする。
 - (エ) 説明は本整備事業の主担当者が実施すること。
 - (オ) スクリーン及び電源を用意する。それ以外に必要な機材等は持参すること。
 - (カ) 提案書等の記載内容以外については説明してはならない。

- (キ) 審査会の出席者は5名以内とする。
- (ク) 審査会を正当な理由なく、欠席した場合は失格とする。

(4) 審査結果通知

令和6年1月30日(火)に参加者全員に対して、審査結果通知書を電子メールで送信する。(着信確認の返信を行うこと。)

(5) 審査結果の公表

- ① 契約候補者の名称、評価点及び提案書
- ② 全参加者の名称(受付順)
- ③ 全参加者の評価点(得点順)
- ④ 契約候補者の選定理由
- ⑤ 審査会構成員の氏名
- ⑥ その他必要と認める事項

1.3 日程

公募から選定までのスケジュールは次のとおりとする。

公募期間	令和5年 8月 7日(月)～ 11月8日(水)
現地説明会	令和5年 8月21日(月)
質問受付締切	令和5年 9月 8日(金)
質問回答	令和5年 9月22日(金)
参加表明受付期限	令和5年11月 8日(水)
参加資格審査結果通知送付	令和5年11月16日(木)
提案書提出期限	令和5年12月27日(水)
審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年1月第4週を予定 ※詳細な日程は別途通知する
審査結果通知	令和6年 1月30日(火)
審査結果公表	令和6年 1月30日(火)
契約の締結	令和6年 6月下旬

1.4 地元企業の活用

本整備事業の実施にあたって、地元企業の活用に努めること。

1.5 契約方法

(1) 契約方法

- ① 選定された最優秀提案者と本整備事業における契約の締結交渉を行う。
- ② 上記①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点提案者と締結交渉を

行う。また、次点提案者以降についても同様の取り扱いとする。

(2) 契約書

契約手続き及び契約書は、当市の定めるところによる。

(3) 本整備事業の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び高山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために決定後は仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結する。

(4) 当市は当該議案が可決されなかった場合でも、仮契約の相手に対していかなる責任も負わない。

1.6 留意事項

(1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。

(2) 参加者は業務の遂行上知りえた内容は他人に漏らさないこと。

(3) 担当者の連絡先を必ず明記すること。

(4) 提出書等は、返還しない。

(5) 提出されたプロポーザル提案書等は、参加者に無断で本件以外に使用しない。

(6) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には応じない。

(7) 提出された提案書等は、審査に必要な範囲において複製することがある。

(8) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

(9) 提案書等の審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(10) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合においては、関係法令等に従い、解除その他の処置を行うものとする。

1.7 その他

(1) 問い合わせ先

〒506-0004

岐阜県高山市桐生町3丁目208番地

高山市消防本部 高山消防署 指令課

担当 戸谷 友昭 堀畑 浩二 大洞 祐二

TEL : 0577-32-0119

FAX : 0577-34-7384

電子メール:shirei@city.takayama.lg.jp